

# 石川県公報

平成 27 年 3 月 31 日 (火曜日)

号 外

(第 34 号)

## 目 次

規 則	
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1	

## 規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十六号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改める。

附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 法附則第十一条の四第五項において準用する法第七十二条の二十五第二項の規定による申告書の様式は、別記第四号様式による。

別記第一号様式中 「 年 月 日 」 を  
石川県 事務所長 殿

「 年 月 日 」 を  
石川県 事務所長 様

に「徴収猶予取消し決定年月日」を「徴収猶予取消し年月日」に改める。  
に「徴収猶予取消し通知年月日」を「徴収猶予取消通知年月日」に改める。

別記第一号様式中 「 年 月 日 」 を  
石川県 事務所長 殿

「 年 月 日 」 を  
石川県 事務所長 様

別記第三号様式中 「※減額処理年月日」を 「※減額処理年月日」 年 月 日

に「徴収猶予取消し決定年月日」を「徴収猶予取消決定年月日」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

## 別記第4号様式(附則第6項関係)

不動産取得税徴収猶予申告書(住宅性能向上改修住宅関係)				
石川県		事務所長 様		年 月 日
		住 所 氏名又は 名 称		印
次のとおり徴収猶予を受けたいので、申告します。				
取得した住宅	所 在			
	家 屋 番 号			
	構 造			
	床 面 積			
	取 得 年 月 日	年 月 日		
	取得の日から2年 を経過する日	年 月 日		
参 考 事 項				
賦 課 税 額	年 度	年 度	税 額	円
	納期限	年 月 日	納税通知書 番 号	第 号
徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 額			円	
※減額処理 年 月 日	年 月 日			
※徴収猶予取消 決定年月日	年 月 日	※取消通知 年 月 日	年 月 日	
備考 1 ※印の欄は、記載しないでください。				
2 この申告書には、改修工事対象住宅(新築後10年以上経過した住宅)の取得の日から2年以内に、地方税法施行令附則第9条の3第1項に規定する改修工事を行うこと、当該住宅が同条第2項の要件に該当するものであること及び当該住宅を個人に譲渡することを証するに足る書類を添付してください。				
3 申告者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。				

## 附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお旧分の間、所定の調整をして使用する事ができる。